

互助組合からのお願い

● 給付金受取口座には「広島銀行」の指定にご協力ください。 ●

みなさまの給付金の送金については、「広島銀行」以外の銀行への送金は、振込手数料が発生しております。その額は年間で100万円を超えています。みなさまの掛金から支払われていますので、できるだけ広島銀行の本・支店をご指定いただくようご協力をお願いします。

また、婚姻等により改姓をした時は、必ず通帳口座の名義も変更してください。



● 公立学校共済組合の被扶養者認定取消に伴う影響について ●

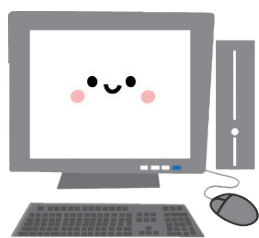
公立学校共済組合の被扶養者について、遡って取消をされた場合、公立学校共済組合と県互助組合から給付されていた、被扶養者に対する医療給付を戻入していただくこととなります。長い期間を遡った場合は金額が大きい場合もあり、組合員の方の負担となります。

また、県互助組合が徴収していた被扶養者掛金をお返しの必要がありますので、被扶養者の就職等で取消事由が発生した場合は、速やかに公立学校共済組合へ手続きをお願いします。

● 互助組合旅行券は期限内に使用してください！ ●

平成23年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で旅行券を配布していましたが、平成27年度以降、多数の未使用の旅行券が使用期限切れとなっています。

旅行券は、券の裏面に記載のある旅行業者で使用できます。JRや航空機の利用、ホテルの宿泊等で使用できますので、使用期限を確認していただき、早めに使用してください。



ホームページに「よくあるご質問」を設けました！
ぜひご覧ください。

問合せ先：互助組合事務局 (082) 228-1386